

一般社団法人One Day School
定 款

令和6年6月2日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人One Day Schoolと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、個人が持つ様々な知識と経験、並びに、世界において発生している諸問題を、世界各国の子供達及び大人達と共有する事により、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与すると共に、子供達の健全な育成と教育現場の活性化に寄与することを目的として、以下の事業を行う。

1. 各種イベント・体験事業・見学事業・セミナー・講演会等の企画、制作、運営又は開催並びに講師の派遣及び紹介
2. 教育文化活動、世界情勢に関する調査及び研究
3. ボランティア等社会貢献活動をする人材の育成
4. 出版、広告業
5. 観光業
6. 商品の企画、製造、輸出入及び販売
7. 情報処理サービス業、ウェブサイトの企画及び制作
8. アドバイザリー業務、各種コンサルティング業務
9. 各種情報の収集及び販売
10. 前各号に付帯・関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(社員及び会員)

第6条 当法人は次に定める5種の会員（以下これらをまとめて、「各種会員」という。）をもって構成するものとし、第1号の正会員をもって当法人の社員とし、当法人の社員を正会員と呼称する。

- ①正会員 当法人の目的に賛同し当法人の事業運営に中心的役割を果たすと共に当法人の提供する役務を受けるため、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得て入会した個人。
- ②一般会員 当法人の目的に賛同し当法人の事業へ参加すると共に当法人の提供する役務を受けるため、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得て入会した前号の正会員を除く個人。
- ③学生会員 当法人の目的に賛同し当法人の事業へ参加すると共に当法人の提供する役務を受けるため、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得て入会した学生である個人。
- ④法人会員 当法人の運営趣旨に賛同し当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得て入会した法人及び団体。
- ⑤賛助会員 当法人の活動に賛同し、入会・登録の上、賛助会費を納入した個人、法人または団体

2 理事会は、必要に応じ前項以外の会員種別を定め入会金や会費の徴収を行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は各種会員になることができない。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法同条第6号に規定する暴力団の構成員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以上これらをまとめて、以下、「暴力団員等」という。）
- ②暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者、法人及び団体等。
- ③暴力団員等を不当に利用していると認められる者、法人及び団体等。
- ④暴力団員等に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者、法人及び団体等。
- ⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者、法人及び団体等。

(経費等の負担)

第7条 各種会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 各種会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 会員のうち、当法人に対し多大な貢献があった者については、理事会の決議により会費を免除し又はその一部を減額することができる。

(会員名簿)

- 第8条 当法人は、第6条に定める会員種別毎に会員の氏名又は名称及び住所並びに電子メール等を記載又は記録した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 当法人の各種会員に対する通知又は催告は、前号の名簿に記載した住所、会員が当法人に通知した居所又は会員が当法人に通知した電子メールにあてて行うものとする。

(退社ないし退会)

- 第9条 各種会員は、いつでも退社ないし退会する事ができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して所定の書式による書面をもって予告するものとする。やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 2 各種会員は、次に掲げる事由によって退社ないし退会する。
 - ① 死亡
 - ② 総正会員の同意による退社（退会。正会員に限る）。
 - ③ 理事会の決議による退会（正会員を除く会員）。
 - ④ 除名決議による退会
 - 3 正会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(構成及び呼称)

- 第10条 当法人の社員総会は、全ての正会員をもって構成するものとし、社員総会を総会と称し、次に掲げる区分に応じ、定時総会又は臨時総会と称する。
- ①定時総会 法に規定された定時社員総会
 - ②臨時総会 前号の定時社員総会以外の社員総会

(招 集)

- 第11条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨

時総会は、必要に応じて招集する。

- ② 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- ③ 総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、当該総会において議長を定めるものとする。

(決議の方法)

第14条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(総会の決議の省略)

第15条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 正会員は、当法人の正会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出し又は書面の提出に代えて理事会の承認を得た方法により代理権を与えた旨を証明しなければならない。

(総会議事録)

第17条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事、代表理事及び執行役員

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、3人以上とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、年齢25歳未満の一般会員又は成年者である学生会員から選任することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない

(監事の員数)

第20条 当法人の監事の員数は、1人以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 当法人の理事及び監事の選任は、総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事、理事長及び副理事長)

第22条 当法人に代表理事1人を置き、理事会において選定し、代表理事をもって理事長とする。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事会において理事の中から、副理事長1人を選定し、理事長の業務を補佐する。

(執行役員)

第23条 当法人に執行役員を置くことができる。

- 2 執行役員の員数は、理事会においてこれを定める。
- 3 執行役員の選任は、理事会の決議により行う。

(理事、執行役員及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時総会の終結の時までとする。

- 2 執行役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時総会の終結の時までとする。

4 任期満了前に退任した理事、執行役員又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5 増員により選任された理事又は執行役員の任期は、他の在任理事又は在任執行役員の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事、執行役員及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第5章 理事会及び拡大理事会

(構成員及び招集)

第26条 理事会の構成員は、理事及び監事とする。

2 執行役員はその会議を傍聴することができる。

3 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各構成員に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

4 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第27条 理事会は、構成員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した構成員がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(拡大理事会)

第33条 当法人の業務執行を円滑に行うため、拡大理事会を開催することができる。

2 拡大理事会の構成員は、理事及び執行役員とする。

3 拡大理事会は、この定款及び法令の定めにより、理事会で決議すべき事項を議事として取り扱うことができない。

4 第26条第3項及び同第4項ないし前条までの規定は、拡大理事会について準用する。前記各条項に理事とあるのは、理事及び執行役員と読み替える。

(責任の一部免除又は限定)

第34条 当法人は、法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第36条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書について

は理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第37条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 解散及び清算

(解散)

第39条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が解散等により清算後に有する残余財産は、総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人One Day Schoolの定款に相違ない。

令和6年6月7日

一般社団法人One Day School
代表理事 渡辺明日香

